

委員会評価報告書

事業名	障害者相談支援事業（令和4年度実施）				
担当課・室・係	社会福祉課 障がい支援係				
事業の目的	在宅の障がい者等に対し、障害者相談支援事業等を実施することにより、障がい者等及びその家族の地域における生活を支援し、障がい者等の自立と社会参加の促進を図る。				
事業の概要	本事業の実施については、専門的知識を要するため、県が指定する社会福祉法人が運営する一般相談支援事業所に業務委託し実施している。事業内容はホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の利用援助や就労支援等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っている。また、専門的な相談支援等を要する困難なケースに対応するため、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置している。				
事業結果に対する評価	A きわめて良好	B 良 好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
【問題点など】 人件費を補助する事で市内2事業所に専門職を配置し、障がい者の自立した生活を支えるために本人や家族、関係者の相談に応じ、必要な情報の提供と助言が適切に行われている事がうかがえる。しかし、委託者と受託者の協議の場は確認できたが、細部にわたる協議がなされているのか疑問が残る。					
事業の今後の方向性	1 拡 充	2 継 続	3 改 善	4 縮 小	5 休 止・廃 止
【提言など】 現状対応によって、障がい者の自立と社会参加を目指した障がい福祉の向上に努められたい。 そのためには専門職である相談員のスキルアップと相談数や相談内容、相談対応実績、相談対応成果を十分にチェックし、今後必要ならば基幹型相談支援センターの設置運営にも取り組まれない。					